

保護者の皆様

令和8年度 台風等異常気象時における児童（生徒）の登下校について

東浦町立西部中学校

校長 片山 雅貴

4月9日に文書を出しておりますが、5月末の気象庁による新たな防災気象情報の運用が開始されることにともない、一部変更します。(下線太字部分) ご理解ご協力をお願いします。

記

1 登校前に暴風警報、暴風雪警報、**特別警報**が発令されている場合

解除された時刻	
6:20以前	・平常どおりの授業（給食は実施）
6:20～ 11:00まで	・家で昼食を済ませ、午後1時から授業開始
11:00以降	・休校

2 **登校前に特別警報、危険警報が発令されている場合**

解除されるまで登校しない。生命及び安全の確保を最優先する。
特別警報（警戒レベル5相当…すでに災害が発生・切迫している状況）
危険警報（警戒レベル4相当…危険な場所からの避難が必要な状況）
「特別警報」「危険警報」が解除されても「暴風警報」「暴風雪警報」が継続中であれば上記1に準じて休校とする。

3 登校後に暴風警報、暴風雪警報、特別警報、**危険警報**が発令された場合

発令された時刻		
8:30まで (始業時刻前)	・すでに登校した児童（生徒）を、通学路等の安全確認後に下校させる。	・発令された時刻にかかわらず、通学路の状況や気象状況により帰宅が困難な場合は、校内で児童生徒の安全を確保します。その後、安全が確認でき次第、方面ごとに下校させます。（保護者の方のお迎えをお願いすることもあります。）
8:30～ 13:00	・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、方面ごとに下校させる。 ・発令時刻により、給食を食べずに下校させることもある。	
13:00以降	・授業を中止し、通学路等の安全を確認後、方面ごとに下校させる。	

4 その他

- (1) 台風の接近があらかじめ予想される場合は、前日までに給食の中止を決定する場合があります。その際は、弁当を準備してください。また、その他気象状況に応じ給食を中止する場合があります。
- (2) 暴風警報、暴風雪警報、特別警報、**危険警報**が発令されていなくても、通学路の冠水、河川の増水等により登校が困難な場合は、保護者判断で自宅待機とし、学校へ連絡してください。
- (3) 警報の発令が予想される場合は、お子様に家のカギを渡しておくなどお願いします。学校から tetoru で連絡をさせていただくことがありますので、確認をお願いします。
- (4) その他緊急の事態が起こった場合は、tetoru 等を使って学校から連絡をします。